

財政福祉委員会
説明資料

平成30年2月28日

病院局

目 次

	頁
1 陽子線治療センターにおける治療患者数等の状況	1
2 陽子線治療センターにおける主な治療成績	2
3 陽子線治療センターの運営に関する病院局と健康福祉局との合意文書	4
4 陽子線に係る治療料の状況	6

1 陽子線治療センターにおける治療患者数等の状況

区 分	29 年 度			28 年 度
	当 初 予 算	見 込 み	増 減 率	
治 療 患 者 数	600人	450人	△ 25.0%	422人
職 員 数	40人	36人	△ 10.0%	37人
医 師	8人	4人	△ 50.0%	5人
看 護 職 員	9人	9人	0.0%	9人
診 療 放 射 線 技 師	16人	16人	0.0%	16人
そ の 他	7人	7人	0.0%	7人
収 益 的 収 入	2,144,222千円	2,089,772千円	△ 2.5%	2,015,204千円
外 来 収 益	1,524,192千円	1,141,742千円	△ 25.1%	1,189,920千円
一 般 会 計 補 助 金	411,815千円	739,815千円	79.6%	705,981千円
収 益 的 支 出	2,154,623千円	2,100,173千円	△ 2.5%	2,008,790千円
給 与 費	399,256千円	368,860千円	△ 7.6%	370,157千円
材 料 費	54,784千円	30,730千円	△ 43.9%	24,025千円

注：平成28年度は実績

2 陽子線治療センターにおける主な治療成績

(1) 前立腺がん (限局性)

ア 治療人数

797人

イ 再発率

区 分	局 所 (照射した場所)	領 域 (同一臓器内)	遠 隔 (離れた臓器)
件 数	0件	0件	6件
再 発 率	0.0%	0.0%	0.8%

注：平成29年10月時点でのデータ解析による

(2) 肝細胞がん

ア 治療人数

329人

イ 再発率

区 分	局 所 (照射した場所)	領 域 (同一臓器内)	遠 隔 (離れた臓器)
件 数	10件	147件	42件
再 発 率	3.0%	44.7%	12.8%

注1：平成29年10月時点でのデータ解析による

注2：手術以外の標準治療であるラジオ波焼灼療法又は肝動脈化学塞栓療法の実施後に再発し、陽子線治療を行った63人については、局所再発した事例はなし

(3) 肺がん

ア 限局性肺がん

(ア) 治療人数

65人

(イ) 再発率

区 分	局 所 (照射した場所)	領 域 (同一臓器内)	遠 隔 (離れた臓器)
件 数	1件	2件	8件
再 発 率	1.5%	3.1%	12.3%

注：平成29年10月時点でのデータ解析による

イ 局所進行肺がん

(ア) 治療人数

40人

(イ) 再発率

区 分	局 所 (照射した場所)	領 域 (同一臓器内)	遠 隔 (離れた臓器)
件 数	10件	4件	13件
再 発 率	25.0%	10.0%	32.5%

注：平成29年10月時点でのデータ解析による

3 陽子線治療センターの運営に関する病院局と健康福祉局との合意文書

覚 書

健康福祉局長（以下「甲」という。）と病院局長（以下「乙」という。）は、クオリティライフ21城北における陽子線がん治療施設整備事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施及びその医療運営の円滑な実施を目的として、本事業に係る業務の所管について、次のとおり確認する。

第1条（所管する業務）

健康福祉局及び病院局の所管する本事業にかかる業務は、別紙を基本とする。

第2条（業務の引継ぎ）

本事業の事業者（本事業の実施に際して名古屋市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。以下同じ。）から名古屋市が施設の所有権を取得した後、円滑にその医療運営が実施できるよう、甲及び乙は互いに協力し、各所管業務を円滑に引き継ぐものとする。

なお、施設の所有権取得に伴う名古屋市と事業者との間の事業契約の取り扱い及び債務負担行為の取り扱いについては、別途協議するものとする。

第3条（人員の引継ぎ）

本事業の事業者から名古屋市が施設の所有権を取得するまでの間において、開設後の医療運営に必要として甲に確保される人員は、施設の所有権取得に伴い、乙へ引き継ぐものとする。

第4条（業務運営）

業務運営において、甲乙はそれぞれ所管業務の円滑な実施及び採算性確保について、最大限努力するものとする。その結果、事業実施により欠損が生じた場合は、甲乙協議の上、甲が責任を負う。

第5条（その他）

この覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議し、協力して解決するものとする。

以上を甲と乙の間で確認した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 健康福祉局長 長谷川 弘之

乙 病院局長 上田 龍三



注：別紙は省略

平成23年3月29日

陽子線がん治療施設の運営について

病 院 局
健 康 福 祉 局

<合意事項>

【基本事項】

- 陽子線がん治療施設を東海地域の貴重な医療財産として最大限に活用し、ひとりでも多くのがん患者の期待に応えるとともに、陽子線治療の成果を情報発信していくことで、陽子線治療の確立を目指す。
- 病院局と健康福祉局は協力して、安定的な施設運営を目指す。
- 病院局と健康福祉局は連携して、近隣自治体や大学病院などの関係機関との連携体制の構築を目指す。

【個別事項】

○運営形態について

医療運営及び施設運営（事業契約）については、病院局が一体的に行う。

○移管時期について

名古屋市陽子線がん治療施設事業の健康福祉局から病院局への移管は、平成24年4月1日とする。

○負担金について

陽子線がん治療施設の運営費に対する、健康福祉局からの負担金（補てん）は、赤字の場合は全額補てん、黒字の場合は、それまでの補てん額を限度に返還とする。

ただし、具体的な返還方法については別途協議とする。

4 陽子線に係る治療料の状況

(1) 保険診療

(単位：点)

区 分	現 行	改 定 後	
		希少な疾病	希少な疾病以外
粒 子 線 治 療 (陽子線治療の場合)	150,000	187,500	110,000
厚生労働大臣が定める患者に対して粒子線治療を行った場合の加算	上記の100分の25		
粒子線治療適応判定加算	40,000		
粒子線治療医学管理加算	10,000		
適 用 疾 病	・小児腫瘍	<ul style="list-style-type: none"> ・小児腫瘍 ・前立腺がん ・頭頸部腫瘍の一部 ・骨軟部腫瘍の一部 	

注1：改定後の内容については、厚生労働省「中央社会保険医療協議会（平成30年2月7日）」資料をもとに作成

注2：改定後の各適用疾病の点数については、平成30年2月28日現在では公表されていない

(2) 保険外診療

2,883,000円